

○草津市公営企業附属機関運営規程

平成26年4月1日

上下水管規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、草津市附属機関設置条例(平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。)別表第3に掲げる管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)の附属機関(以下「附属機関」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表の委員資格者の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

- 2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。
- 3 委員長(会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。)および副委員長(副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。)は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(附属機関の会議)

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第6項の規定により指名された委員の全てが不在の場合は、管理者が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(定足数および議決の方法)

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第7条 附属機関は、必要と認めるときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を会議に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 別表に掲げる附属機関の庶務は、同表の所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関に諮ってこれを定める。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条、第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市上下水道事業 運営委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 草津市市民参加条例（平成24年草津市 条例第21号）第8条に規定する公募により 選考する市民 (3) 関係する団体から選出された者 (4) その他市長が必要と認める者	上下水道部上下水 道総務課